

春の全国交通安全運動に伴い横断幕を設置します

4月6日（日）から15日（火）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いいたします。

当会においても、「春の全国交通安全運動」等に協力し4月9日（水）から5月8日（木）までの30日間の約1ヶ月間、山梨県下43ヶ所に各支部の協力を頂き、横断幕を設置します。

なお、設置期間中に横断幕が剥がれそうになっている箇所を見つけた際は、当会にご連絡お願いします。

「全国交通安全運動」

◇ 期間

4月6日（日）～15日（火）

※交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）

◇ 運動のスローガン

心地良い 交通マナーが 照らす未来（あす）

◇ 全国交通安全運動の基本・重点

1. 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

2. 運動の重点

(1) 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の周知徹底）

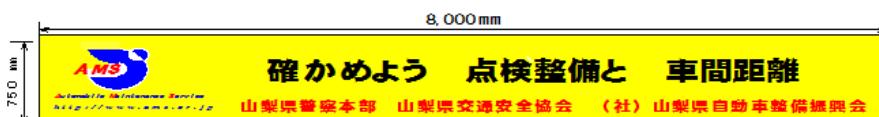
(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

(3) 飲酒運転の根絶

(4) 高齢者の交通死亡事故防止（本県の重点）

「振興会横断幕掲示」

4月9日（水）から5月8日（木）まで



横断幕掲示箇所一覧

市町村	設置箇所	市町村	設置箇所
甲府市	向町	中央市	田富
	甲府警察署前	昭和町	押越
	相生	身延町	下山公民館前
	国母清水新居	富士川町	鰍沢町役場入口
	富竹第二	南部町	越渡
	富竹	笛吹市	御坂町夏目原
	甲府南高等学校前		石和南小学校前（上り）
	国母		石和南小学校前（下り）
	上阿原		八代町役場前
	緑ヶ丘	山梨市	三富村下釜口
	北新		山梨小学校前
	武田	甲州市	勝沼町東雲
	美咲		塩山赤尾
甲斐市	竜王町篠原	富士河口湖町	小立
	山県神社北	大月市	初狩
北杜市	武川町牧ノ原		真木入口
韮崎市	船山橋交差点	西桂町	小沼
南アルプス市	清水	上野原市	鶴川入口
	角力場		四方津公民館前
	十五所		
	八田		
	上今諏訪連絡橋		
	甲西バイパス在家塚		

「春の連休時における交通安全運動」実施について

春の連休時には県内でも多数の行楽客の往来により、道路が混雑し、交通事故の増加も懸念されることから、交通混雑の緩和と交通事故防止の徹底を図るため、「春の連休時における交通安全運動」が実施されます。

つきましては、運動の趣旨を十分ご理解いただき、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

1. 実施期間

4月26日（土）から5月6日（火）までの11日間

2. スローガン

心地よい 交通マナーが 照らす未来（あす）

3. 重点目標

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 二輪車の事故防止
- 県外車両や県外者の交通事故防止
- 高齢者の交通死亡事故防止
- 飲酒運転の根絶

平成26年度「マイカ一点検キャンペーン」の実施について

昨年度に引き続き「マイカ一点検キャンペーン」（自動車点検整備促進全国キャンペーン）を9月～10月の2ヶ月間を強化月間（PR等の活動は年間を通じて実施）として実施致しますので、本キャンペーンの実施促進方よろしくお願ひ致します。

キャンペーンのより一層の普及を図る目的で、てんけんくんツールをご案内しますので、購入のうえご活用をお願い致します。

ツールの購入は6月5日までに振興会にお申し込み下さい。

なお、ツールカタログ（注文シート）は、JASPAニュース4月号18ページに掲載されておりますのでご覧下さい。



騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしまいすると、指定整備が行えませんのでご注意下さい。また、振興会でのお預かりもできませんのでご了承ください。

記

1. 日 時 5月28日（水）10：00～15：00
(受付 10:00～14:00)
2. 場 所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財) 日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



中小企業組合まつりに参加しました

中小企業組合まつりに出店しました。展示・販売・実演・体験などを通して、多様で活力にあふれる中小企業の事業活動を、広く県民にアピールすることを目的に開催されました。

当組合も自動車使用者の保守管理責任意識の高揚と点検整備の必要性を呼び掛けや、こども110番事業のPRをしました。

- ◇日 時 3月23日（日）9：00～16：00
- ◇場 所 アイメッセ山梨（甲府市大津町）
- ◇内 容 1) 自動車点検・整備推進PR
2) 「こども110番のお店」ぬりえコーナー
3) 「てんけん君」「せいびちゃん」による各種PR



ホームページリニューアルについてのお知らせ

振興会・商工組合ホームページ（A M S）は、情報提供の促進及び利便性の向上を図るため、4月1日よりリニューアルしました。

主な変更概要は、トップページの画像変更、お知らせ一覧表示、検索機能の追加、会員工場（あなたの街のクルマ屋さん）の表示方法等、一般閲覧者にも配慮した内容表示、使いやすく見やすいタイムリーな情報発信をしますのでご活用下さい。

「あなたの街のクルマ屋さん」（工場検索ページ）は地図表示もしておりますのでご確認下さい。

なお、会員ログインID、パスワードについては変更ありません。

トップページのイメージ



放置違反金滞納者に対する車検拒否制度 同意書の変更について

放置違反金滞納情報照会については、車検を受ける自動車について車検拒否の対象となっているのか否か「放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）兼同意書」（以下「照会書等」という。）を警察本部等の警察情報管理システムにより照会し、必要事項を回答しています。

しかしながら、警察情報管理システムでは、一部の放置駐車違反の車両において、同照会書等に記載された車両の番号標の番号では漏れが生じる可能性があるため、照会書等に不变的な当該車両の車体番号を併記し対応する旨の通達が、警察庁交通局よりありました。通達により同意書等が4月1日より変更となりましたのでお知らせします。

※旧照会書（既存）の対応については、記入欄の空きスペースに「車体番号」を追加記入して対応して下さい。

ホームページ：<https://www3.jaspa.or.jp/r160000.html>

車検を受ける皆様へ

平成18年6月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ぜる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました（道路交通法第51条の7第1項及び第2項）。

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。

車両区分に、
軽自動車、
登録自動車、二
輪車を追加

警察庁
国土交通省

車体番号記入欄を追加
(当面の間、記載されて
なくても照会可能)

同意書

平成 年 月 日

御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び我的
軽自動車
登録自動車（番号標の番号： 車台番号： ）に
二輪車

係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに
同意します。

使用者のお名前（社名） _____ 印 _____

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

平成 年 月 日

御中

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第51条の7第2項の規定による自動車検査証の返付
拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている
放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認証番号： _____

整備事業場名： _____ 印 _____

電話： — — — —

FAX： — — — —

環境に優しい整備事業場に対する顕彰について (関東運輸局山梨運輸支局長表彰)

C O 2 排出量削減、使用済み自動車等の適正処理・フロンの確実な回収、リサイクル部品の利用促進等整備事業者の環境への取り組みの活性化と自動車ユーザーの環境問題への意識高揚を図るため、環境対策に積極的に取り組む会員整備事業場に対して支局長表彰が実施されます。

下記により申請受付を行いますのでお申し込み下さい。

『(一社)山梨県自動車整備振興会環境指向型整備事業者表彰申請受付』

積極的に環境対策へ取り組まれている会員事業場を「環境指向型事業者」として推薦する。

1. 環境対策への取り組みが優良で模範となる者。
2. 環境指向型整備事業者として山梨運輸支局長表彰を受賞し、引き継ぎ基準維持事業場として環境改善に取組む者。(C02 排出量を年間を通して管理し把握していること)
3. 道路運送車両法をはじめ関係法令を遵守する者。
4. 当会等の定款・各種規約等への遵守状況が良好な者。
5. 当会及び支部等の諸活動に協力的に参加されている者。
6. 申請、推薦段階で環境・公害に関する苦情等がないと認められる者。

【表彰申請要項】

1. 申請受付期限 5月20日（火）まで
2. 申請方法

申請を希望される事業場は、「C O 2 排出量削減の取組等実施状況申告書」（13ページ～14ページ）をコピーし、必要事項を記入の上、各支部経由にて振興会へご提出下さい。

（申告書は指導教育部窓口にも用意しております。）

3. 現地確認及び審査

書面審査後、各団体の現地確認並びに山梨運輸支局の現地審査が行われます。

4. 関東運輸局長表彰に推薦

支局長表彰審査対象年度と比較し、運輸局長表彰審査対象年度の二酸化炭素排出量が削減されていること

5. 当会以外の団体に所属する会員

自動車販売店協会、軽自動車協会、中古自動車販売協会、自動車車体整備協同組合、自動車電装品整備商工組合にも併せて所属している場合は、当該団体（整備振興会以外の所属団体）からの推薦となりますので同団体にご相談下さい。

※環境指向型事業者表彰審査基準をご参照下さい。

環境指向型事業者表彰審査基準

	項目	基 準
CO2 排 出 量 削 減 の 取 組	①エアコンプレッサの圧縮エア漏れの防止体制	1. 定期的にエアコンプレッサーの圧縮エア漏れがないか確認している。
	②洗車時の節水の実行体制	1. 節水の実施を積極的に取り組んでいる。
	③温水洗車機の灯油の使用量の削減体制	1. 温水洗車機の灯油の使用量を管理し積極的に削減に取り組んでいる。
	④適切な室温の設定・管理体制	1. 空調の温度を控えめにしている。
	⑤照明電力の削減の実施体制	1. 照明電力の削減に積極的に取り組んでいる。
	⑥省エネ機器の活用	1. 省エネ機器を積極的に活用している。
	⑦不要な電源オフの実行	1. 不要な電源を切ることにより節電に取り組んでいる。
	⑧待機電力の削減	1. 待機電力の削減に積極的に取り組んでいる。
	⑨燃費改善効果のある整備の周知	1. エコ整備等についてのPRを行っている。
	⑩事業場におけるCO2排出量の管理体制	1. CO2排出量を年間を通して管理し把握している。(管理項目は最低限、電気、都市ガス、LPガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数とする。)
産業廃棄物マニフェスト	①収集運搬業者、中間処理業者と契約しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処理業者（以下、「処分業者」という。）と個別に委託契約している。 2. 行政の許可証の内容（廃棄物の種類、事業区分、処理能力、許可条件、有効期間）が適正である。
	②マニフェストを交付しているか	1. マニフェストは、A、B1、B2、C1、C2、D、E票の7枚綴りであり、B1以下の票を廃棄物処理法に基づき処分業者に交付している。 2. マニフェストの交付台帳を作成している。
	③マニフェストを保管しているか	1. 回付されたマニフェストを5年間保存している。 2. 5年の実績のない場合は、全て（最も古いものから最も最近のものまで）保管している。 3. 90日以内にB2票及びD票、180日以内にE票が回付されない場合は、措置報告書を○○県知事に提出している。
	④マニフェストの交付等状況報告書を提出しているか	4. マニフェストを交付した場合、事業場ごとに前年度に交付したマニフェストの交付状況報告書を毎年6月30日まで、都道府県知事に提出している。
使用済み自動車等の処理	①自動車リサイクル法に基づく引取業者の資格を有しているか	1. 県知事の登録を受けている。（5年毎に更新） 2. 自動車リサイクル促進センター、リサイクルシステムの引取業者の登録をしている。 3. 自動車リサイクル法に定める引取業者の標識が掲示されている。
	②引取時の自動車リサイクル料金の預託確認をしているか	1. 預託確認及び預託されていない場合の引取時預託を行っている。
	③引取り書面（引取証）の交付を確実にしているか	1. 取りの際に最終所有者に引取証を確実に交付している。
	④引取時の装備確認をしているか	1. 引取時にフロン類、エアバッグ類の装備確認を確実に行っている。
	⑤電子マニフェストにより処理しているか	1. 電子マニフェストにより取引・引渡し報告をしている。
	⑥フロン類を適正に処理しているか	1. 県知事の登録を受けている。（5年毎に更新） 2. 自動車リサイクル促進センター、リサイクルシステムの回収業者の登録をしている。 3. 自動車リサイクル法に定める回収業者の標識が掲示されている。

		<p>4. フロン類回収機を保有し回収している。</p> <p>5. ロン類回収業者は使用済み自動車から回収したフロン類は、自ら再利用する場合を除き、自動車リサイクル法に基づき適正に処理している。</p> <p>6. フロン類の回収量等を電子マニフェストにより確実に報告している。</p> <p>7. 使用者に、フロン類の適正処理に関する情報を提供している。</p>
	⑦使用済み自動車を適正に処理しているか	<p>1. 廉油、廃ラジエータ液 (LLC)、燃料、廃バッテリー等を事前選別し収集運搬業者に排出している。</p> <p>2. 有価物として処分業者に引き渡す場合についても、電子マニフェストにより処理している。</p> <p>3. 使用済み自動車等のエアバッグを作動処理している。又は、使用済み自動車等のエアバッグを作動処理できる業者と委託契約し、適正に処理している。</p>
廃部品等の処理	①廃部品等を適正処理しているか	<p>1. 廃部品等（廉油、廃ラジエータ液 (LLC)、鉄くず、プラスチック、ガラス等）の処理について、適正回収ルートにより処理している。</p>
	②産業廃棄物を分別して保管しているか	1. 産業廃棄物を種類毎に分別して保管している。
	③保管場所には有害物質の流出等の防止対策が施されているか	<p>1. 保管場所には、周囲に囲を設け、床はコンクリート等による地下浸透防止対策を施している。</p> <p>2. 保管場所には、屋根等を設け、雨水等による流失防止対策を施している。</p>
	④保管場所には廃棄物の種類の掲示等があるか	<p>1. 保管場所には、廃部品等の置き場である旨を明示している。</p> <p>2. 保管場所には、保管責任者及び産業廃棄物の種類を掲示している。</p>
	⑤廃タイヤを適正回収ルートで処理しているか	1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑥廃バッテリーを適正回収ルートで処理しているか	1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
	⑦廃塗料を適正回収ルートで処理しているか	1. 適正回収ルートにより処理している。又は、マニフェストを交付し適正に処理している。
環境保全の向上	①自動洗車機の設置届出をしているか	<p>1. 水質汚濁防止法に基づき〇〇県知事に届出している。</p> <p>2. 公共下水道に排水する場合は、「下水道法」に基づき公共下水道管理者に届出している。</p>
	②騒音、振動についてコンプレッサー等の設置届出をしているか	1. コンプレッサーの定格出力が7.5キロワット以上の場合は、「騒音規制法」、「振動規制法」に基づき、市町村に届出している。
	③塗装ブースの設置届出をしているか	<p>1. 労働安全衛生法に基づき、労働基準局に、有機溶剤設備設置届出をしている。</p> <p>2. 集塵装置等が設置されている。</p>
	④汚泥の処理等について適正に処理しているか	1. 廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者と個別に依託契約している。
	⑤作業場、駐車場に廃油等がこぼれていなければ	1. 作業場、駐車場等は、廃油、廃ラジエータ液 (LLC) の飛散等により周辺土壤を汚染することの無いよう管理している。
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所は廃棄物が溢れないよう管理しているか	<p>1. ゴミ箱、廃棄物保管場所等には、水質汚濁、土壤汚染の原因となる廃棄物が溢れない。</p> <p>2. 廃棄物は、定期的に処分しており、大量に保管することの無いよう管理している。</p>
	⑦敷地内に廃棄物、使用済み自動車、廃タイヤ等が放置されていないか	1. 廃棄物は、所定の場所に保管している。

	⑧作業場、事務所の整理整頓等を定期的に実施しているか	1. 作業場、事務所の整理整頓及び雑草の除去を定期的に行う等、環境美化に努めている。
	⑨浄化槽及び油水分離層の清掃を定期的に実施しているか	1. 浄化槽及び油水分離層の清掃を定期的に実施し、廃油等の流出を防止している。
	⑩一般廃棄物を適正処理しているか	1. 事務所から排出されるゴミは、分別して排出又は適正に処理している。
	⑪廃棄物は焼却処分とせず適正処理しているか	1. ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却せずに適正に処理している。
リサイクル部品の活用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供しているか	1. 整備依頼を受けた時、使用者に、当該整備に係るリサイクル部品の使用について情報を提供している。
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示はあるか	1. リサイクル部品の取扱いが可能な旨の掲示をしている。
	③リサイクル部品の入手ルートを確保しているか	1. リサイクル部品の入手が可能な部品販売店を確保している。
	④リサイクル部品について保証期間を明示しているか	1. リビルト部品には保証期間を設け、この旨明示している。 2. リユース部品について、保証の有無等について説明している。
	⑤リサイクル部品を活用し促進しているか	1. 使用者からのリサイクル部品の使用依頼について、積極的に応じている。
	⑥リサイクル部品の使用状況の把握を行っているか	1. リサイクル部品について、使用状況の把握を行っていること。

なお、環境指向型事業者表彰審査基準における、CO₂排出量削減の取組「⑩事業場におけるCO₂排出量の管理体制」については、日整連が作成した「環境家計簿システム」を使用し、平成24年4月以降のデータを入力して、CO₂排出量を把握する必要があります。

CO₂排出量の管理・把握は日整連の環境家計簿をご利用下さい。

CO2 排出量削減の取組等実施状況申告書

(1 / 2)

実施年月日	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
団体名			
事業場名			
所在地			
環境統括責任者名			
区分	項目	実施状況	
CO2 排出量 削減の 取組	① 定期的にエアコンプレッサーの圧縮エア漏れがないか確認している。	実施	未実施
	② 節水の実施を積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	③ 温水洗車機の灯油の使用量を管理し積極的に削減に取り組んでいる。	実施	未実施
	④ 空調の温度を控えめにしている。	実施	未実施
	⑤ 照明電力の削減に積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑥ 省エネ機器を積極的に活用している。	実施	未実施
	⑦ 不要な電源を切ることにより節電に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑧ 待機電力の削減に積極的に取り組んでいる。	実施	未実施
	⑨ エコ整備等についてのPRを行っている。	実施	未実施
	⑩ CO2排出量を年間を通して管理し把握している。 (管理項目は最低限、電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数)	実施	未実施
産業廃 棄物マ ニフェ スト	① 収集運搬業者、中間処理業者と適正な契約をしている	契約有	契約無
	② マニフェストを適正に交付し台帳により管理している	実施	未実施
	③ マニフェストを規定どおり保管している	保管有	保管無
	④ マニフェスト交付状況報告書の提出状況	提出	未提出
使用済 み自動 車等の 処理	① 自動車リサイクル法に基づく引取業者の登録をしている	実施	未実施
	② 引取時の自動車リサイクル料金の預託確認を行っている	実施	未実施
	③ 引取時に引取書面（引取証）の交付をしている	交付	未交付
	④ 引取時にフロン類、エアバッグ類の装備確認をしている	実施	未実施
	⑤ 電子マニュフェストにより引取・引渡報告をしている	実施	未実施
	⑥ 自動車リサイクル法に基づく回収業者資格 (フロン類を適正に処理している)	有	無
	⑦ 自動車リサイクル法に基づく解体業者資格 (使用済み自動車を適正に処理している)	有	無
		実施	未実施

廃部品等の処理	① マニフェストを交付し適正に処理している	実施	未実施
	②産業廃棄物を種類毎に分別して保管している	実施	未実施
	③保管場所は有害物質の流出防止対策が施されている	実施	未実施
	④保管場所にその旨の明示、責任者、廃棄物の種類の掲示がある	実施	未実施
	⑤廃タイヤを適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	⑥廃バッテリを適正回収ルート等で適正処理している	実施	未実施
	⑦廃塗料を適正回収ルート等で適正処理している (シンナー除去装置を保有している)	実施	未実施
		有	無
環境保全の向上	①自動洗車機を設置している	有	無
	設置の場合、県及び公共下水道管理者に届出している	届出有	届出無
	②出力が 7.5kw以上のコンプレッサーを設置している	有	無
	設置の場合市町村に届出している	届出有	届出無
	③塗装ブースを設置している	有	無
	設置の場合、有機溶剤設置届出をしている	届出有	届出無
	設置の場合、集塵装置を設置している	設置有	設置無
	④汚泥処理について収集運搬業者と委託契約している	契約有	契約無
	マニフェストを交付して適正に処理している	交付	未交付
	⑤作業場等にオイル、LLC等がこぼれる等による土壌汚染はない	ない	ある
	⑥ゴミ箱、廃棄物保管場所には、水質汚濁、土壌汚染の原因となる廃棄物が溢れていない	ない	ある
	⑦敷地内に廃棄物、廃車、廃タイヤ等の放置がない	ない	ある
	⑧敷地内の整理整頓等を定期的に実施している	している	していない
	⑨浄化槽（油水分離槽を含む）の清掃を定期的に実施している	している	していない
	⑩一般廃棄物を適正に処理している	している	していない
	⑪ ダイオキシンの原因となる廃棄物は、焼却処分とせず適正に処理している	している	していない
リサイクル用品の活用	①リサイクル部品の情報を使用者に提供している	している	していない
	②リサイクル部品取扱い工場の案内掲示がある	ある	ない
	③リサイクル部品の入手ルートを確保している	している	していない
	④リサイクル部品について保証期間を明示している	している	していない
	⑤リサイクル部品を積極的に使用している	している	していない
	⑥リサイクル部品の使用状況の把握を行っている。	している	していない

申告書のとおり実施しています。

代表者

印

各種研修・講習会のお知らせ

1. 平成26年度第1回自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇受付期間 5月12日（月）～ 5月23日（金）
- ◇教習日程 6月下旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00
- ◇試問日 7月8日（火）
- ◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者研修（平成25年10月実施）を受講していること。
- (4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者

- ◇教習会場 (一社)山梨県自動車整備振興会

- ◇申請書類
 - ①申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
 - ②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
 - ③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
 - ④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

- ◇資料代 20,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成24年度第2回、平成25年度第1回・2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

2. 自動車検査員教習特別講習会

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

- ◇受付期間 5月12日（月）～ 5月30日（金）
- ◇日程 6月下旬～7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00
- ◇会場 (一社)山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
- ◇受講料 9,300円

3. 四輪アライメント講習

自動車整備技術の向上を図るため、新実習場に新規に設置しました四輪トータルアライメントテスタの操作説明を兼ねた3時間の講習会を下記のとおり実施する事としました。

今後アライメントテスタの貸出し要項に「本講習を修了した者」と位置付けていますので、事前の受講をお願い致します。

◇受付期間 **5月2日（金）まで**

◇講習日時 **5月14日（水）**

午前の部 9:00 ~ 12:00

午後の部 13:00 ~ 16:00

◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場

◇担当講師 イヤサカトレーナー、教育課講師

◇講習内容 1. 機器取り扱い方法、操作説明

2. 修正方法

3. 記録、プリントアウト、質疑応答 他

◇定 員 **午前の部 20名**

午後の部 20名

(先着順、定員になり次第順次締切とします。)

◇受講料 **2,100円（資料代含む）**

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。)

◇今後の開催予定 **6月 6日（金）**

6月20日（金）



4. スキャンツール基本研修会

スキャンツール活用事業場認定要件の一つの、応用研修の受講条件である基本研修を開催します。

◇受講条件 **三級自動車整備士以上でスキャンツール使用未経験者が対象**

(他団体等のスキャンツール研修等を受講済みであれば、確認により本基本研修を受講済とみなすことも出来ますので、**基本研修が必要となるかどうか不明な方は、教育課までご相談下さい**)

◇受付期間 **5月23日（金）まで**

◇講習日時 **6月4日（水）13:00~16:00**

◇講習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場

◇講習内容 スキャンツール（日立HDM3000・デンソードット-2、DST-i）を使い、機器の取り扱い方法と実車での簡易な故障探求
(以前開催しました外部診断機等取扱講習と同様です)

◇持ち物 サーキットテスター（デジタル）、筆記用具

◇定員 **20名（定員になり次第締切とさせて頂きます）**

◇受講料 **4,200円（資料代含む）**

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない場合には、講習日を延期する場合もありますのでご了承下さい。)

◇今後の開催予定 **8月12日（火）**

5. スキャンツール応用研修会

スキャンツール活用事業場認定要件である、標記講習会を下記により開催します。

- ◇受付期間 5月30日（金）まで
- ◇講習日時 6月11日（水）9：30～16：30
- ◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会 実習場
- ◇対象者
- (1) スキャンツール基本研修（外部診断機取扱等講習）修了者
 - (2) H13～15年度の三年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した者。
 - (3) 振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した者
 - (4) スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した者。
- 以上（1）～（4）いずれかに該当される方
- ◇講師 ディーラートレーナー、技術講習所講師
- ◇講習内容
- (学科)
 - 1. スキャンツールの機能（再確認）
 - 2. F A I N E Sからのデータ取得
 - 3. エンジン電子制御システムの各構成要素の仕組み
・自己診断と空燃比制御
 - (実習)
 - 1. スキャンツール操作方法
 - 2. 正常時データの収集
 - 3. 正常時と異常時のデータ比較による故障診断
- ◇定員 20人（定員になり次第締切とさせて頂きます）
- ◇受講料 5,200円（資料代含む）
- （申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない場合には、講習日を延期する場合もありますのでご了承下さい。）
- ◇今後の開催予定 8月20日（水）

6. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行います。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- ◇受付期間 6月6日（金）まで

- ◇講習日時 6月18日（水）9：30～17：00

- ◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇受講対象者 事業場にワインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のワインチ操作を行う方
- ◇募集定員 50名 (定員になり次第締め切らせて頂きます)
- ◇受講料 5,200円 (テキスト代含む)
- ◇今後の開催予定 平成26年10月7日(火)
平成27年2月18日(水)

各種研修・講習申込方法

申込書は、本誌巻末・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

平成25年度第2回自動車検査員教習試問

自動車検査員教習試問が2月4日(火)に実施され、その結果は次のとおりです。

申請者数	受験者数	合格者数	合格率(%)
34	34	29	85.3

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 27

ケースその1

【内容】エンジン不調で3カ月預けたままの状態、未だに完治せず

・車名：輸入車 ・登録年月：平成18年 ・走行距離：約40,000km

8月末 エンジン不調（アイドリング不安定、怖くて走れないので引き取りに来て貰う）の修理依頼。燃料系統等々修理するも完治しない。あげくの果てに「原因不明」と言う。エンジンを中古品に交換予定。10月末に2カ月もかかって治らないの？と言うと、ようやく長引いていることに謝罪。いち早く原因究明をし、修理、説明をして欲しい。

【対応】

「当会は、解決に向けて双方で話し合って頂くお手伝いをするところで、判定を下す機関ではありません。また、ユーザーに代わり整備工場と交渉するところではありません。最終的にはユーザーと整備工場で話し合いをして頂くことになります」と説明。

ディーラーにTEL。工場長が対応。エンジン始動不良で、始動後も不調。現在中古エンジンに乗せ換え済みで、調整作業が残っている。エンジンは正常に戻った状態。相談者の要望である「いち早く原因究明をし、修理、説明をして欲しい」旨を伝える。作業の進捗状態の報告、今後の予定の相談、今までの整備の説明などをお願いする。相談者へ連絡すること。相談者にTELし上記の旨説明。

ケースその2

【内容】修理して3日後に火災が起きた

・車名：輸入車 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

修理して3日後に火災が起きた。修理内容は、足回り油圧コントロールポンプの交換。整備後不具合の連絡をしていたが、様子を見るよう整備会社から連絡があった。火災状況としては、修理したあたりから出火したらしいが特定はできなかった。

火災は整備をした部分が原因と考えている。要望としては、損害賠償は出来るだろうか。屋内駐車場で起きたため、その損害も出ているためその分も請求できるのか。

【対応】

原因が特定できない状況では、整備が原因とは言いづらい。原因が特定できない限り損害賠償等の請求は出来ないと思われると説明する。その後連絡はなし。

エアコンフィルター交換について

■ 内容

花粉症の方にはつらい季節となりました。
車内の空気清浄を行うエアコンフィルターが活躍する時期です。
点検整備時、交換することをお勧め致します。

■ 交換の目安は1年に1回又は10,000km走行毎

エアコンのフィルターがキャッチする微粒子は、「ホコリ・黄砂」「花粉」「ダニ」「排ガス粒子」「タバコ粒子」などで写真のように付着して黒くなっています。

汚れたフィルターはファンモーターの負担につながり、風量が減少するので、定期的な交換が必要となります。

商工組合でもエアコンフィルターを用意しておりますので、詳しくは車種別適用表（取り付けマニュアル）をご覧下さい。

装着位置 一般的な取付位置はグローブボックスの奥になります。
詳しい取付位置は取付要領書をご覧ください。



交換の目安 走行10,000km または 1年に1回



新品



約10,000km走行後

花粉の飛散時期

ハンノキ

スギ

ヒノキ

シラカバ

ホソムギ

オオアワガエリ

カモガヤ

カナムグラ

セイタカアワダチソウ

ヨモギ

ブタクサ

オオブタクサ

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月